

長岡京市第6次高齢者福祉計画 長岡京市第5期介護保険事業計画

概要版



平成24年3月

長岡京市

はじめに

わが国では、高齢化が急速に進展し、いわゆる「団塊の世代」が65歳に達する2015年（平成27年）には、本市でも高齢化率が25%を超え、市民の4人に1人が高齢者となると予測されています。高齢化の進展により、独居や高齢者のみ世帯の増加、認知症高齢者の増加、また家庭における介護力低下など高齢者を取り巻く環境は大きく変化しています。

昨今は、平成23年3月の東日本大震災で未曾有の被害が発生したこともあり、改めて、地域の連帯や人間関係における絆の大切さが見直されています。本市では、ふれあいのまちづくりを推進し、小学校区における地域コミュニティ協議会の設立など、地域力の再生、地域コミュニティの活性化に取り組んで参りましたが、今後、高齢者の孤立防止や安否確認など、地域における連携や見守り体制の構築が、益々重要になってくるものと考えています。

本計画では、「誰もが安心して暮らせるまちづくり」をめざして、高齢者が可能な限り住み慣れた地域で、自立した尊厳ある生活を営むことができるよう、医療・介護・予防・住まい・生活支援の各サービスが切れ目なく提供される「地域包括ケアシステム」の構築を基本テーマとして掲げていますが、その実現のためには、まさに地域コミュニティの活性化が不可欠なものであります。

本市においては、そういった視点に立ち、これからの高齢社会のあるべき姿の実現のために、「長岡京市地域健康福祉推進委員会高齢福祉部会」において各分野の専門的な視点から審議を行うとともに、意見公募（パブリックコメント）の実施により幅広く市民の方のご意見を取り入れて「長岡京市第6次高齢者福祉計画・長岡京市第5期介護保険事業計画」を策定いたしました。

最後に、本計画の策定にあたり、貴重なご意見、ご指導を賜りました、長岡京市地域健康推進委員会高齢福祉部会の皆様をはじめ、市民の皆様、また、関係機関の皆様方に厚くお礼申し上げます。

目次

1	計画の策定に当たって	1
2	計画の基本的な考え方	2
3	高齢者の現状と将来	4
4	施策の体系	5
5	基本目標別の施策内容	6
	基本目標Ⅰ 『地域』《見守り合い支え合える共同体をめざして》	6
	基本目標Ⅱ 『参加と予防』《高齢者の生活の質（クオリティー・オブ・ライフ）の向上と自立支援のために》	8
	基本目標Ⅲ 『介護』《持続可能な介護の体制づくりのために》	9
6	第1号被保険者の所得段階別保険料	10

1

計画の策定に当たって

◆策定の背景

- 近年、我が国の人口構造の高齢化は急速に進み、平成23年4月1日現在の本市の全人口に占める65歳以上の割合（高齢化率）は21.2%であり、超高齢社会を迎えています。いわゆる「団塊の世代（1947～1949年生）」がまもなく高齢期を迎えるなど、高齢化がさらに加速されることが予想され、高齢化の進行とともに、寝たきりや認知症などにより介護を必要とする高齢者も増加していくものと見込まれます。
- このような状況を踏まえ、本市では、平成18年3月に「長岡京市第4次高齢者福祉計画・長岡京市第3期介護保険事業計画」を、平成21年3月には「長岡京市第5次高齢者福祉計画・長岡京市第4期介護保険事業計画」を策定し、高齢者保健福祉施策を総合的・計画的に推進してきました。
- 高齢者福祉のさらなる充実を図るため、第3期計画で設定した長期的な目標を引き続き基礎としながら、前計画の内容の見直しを行い、「長岡京市第6次高齢者福祉計画・長岡京市第5期介護保険事業計画」（以下「本計画」という。）を策定しました。

◆計画の位置づけ

- 計画は、老人福祉法第20条の8の規定に基づく高齢者福祉計画と、介護保険法第117条第4項の規定に基づく介護保険事業計画を一体のものとして策定することで、介護保険及び高齢者福祉サービスを総合的に展開することをめざすものです。
- 「長岡京市第3次総合計画・第3期基本計画（平成23～27年度）を上位計画として整合性を持たせるとともに、「長岡京市地域健康福祉計画」と連携しつつ、その主要テーマ「誰もが安心して暮らせるまちづくり」（地域包括ケアシステム）の実現に向けて本計画を推進するものとしします。

◆計画の期間

平成18年度 (2006年度)	平成19年度 (2007年度)	平成20年度 (2008年度)	平成21年度 (2009年度)	平成22年度 (2010年度)	平成23年度 (2011年度)	平成24年度 (2012年度)	平成25年度 (2013年度)	平成26年度 (2014年度)
長岡京市第3次総合計画								
第2期基本計画					第3期基本計画（～平成27年度）			
長岡京市地域健康福祉計画								
中 期					後 期（～平成27年度）			
長岡京市第4次高齢者福祉計画・ 長岡京市第3期介護保険事業計画			長岡京市第5次高齢者福祉計画・ 長岡京市第4期介護保険事業計画			長岡京市第6次高齢者福祉計画・ 長岡京市第5期介護保険事業計画		
第4次京都府高齢者保健福祉計画			第5次京都府高齢者保健福祉計画			第6次京都府高齢者保健福祉計画		
長岡京市新保健計画		長岡京市第3次保健計画					長岡京市第4次保健計画 （～平成29年度）	
第3次長岡京市障がい者（児）福祉基本計画					第4次長岡京市障がい者（児）福祉基本計画 （～平成27年度）			

2

計画の基本的な考え方

◆基本理念」

(1) 健康づくりと介護予防の推進

- 疾病の予防や要介護状態になることへの予防を図ります。
- 生涯にわたる主体的な健康づくりを支援するための取り組みを推進します。
- 介護が必要になるリスクが高い高齢者を早期に把握するとともに、個々の状態に応じ、適切な介護予防事業を実施します。
- 介護予防事業の実施にあたっては、生きがいづくりや地域コミュニティの強化を念頭においた施策の推進を図ります。

(2) 総合的な福祉・保健・医療サービスの提供

- 福祉・保健・医療が連携し、在宅生活に重点を置いた支援体制の充実強化に取り組みます。
- 高齢者の主体的な選択により、身近なところで希望したサービスを総合的・包括的に利用できるサービス提供体制の充実を図ります。

(3) 地域社会における高齢者の自立支援

- 介護保険サービスの安定的な供給及びこれに必要な基盤整備を推進するとともに、介護保険事業と整合を図りながら、在宅生活を総合的に支援するための福祉サービスを充実します。
- 介護保険制度の運営を将来にわたり安定的で持続可能なものにするため、介護保険事業の健全な運営と信頼の向上を図ります。
- ひとり暮らし高齢者の社会的孤立を防ぎ、孤立死を防止するため、地域住民の身近な見守りに加え、民生児童委員や総合生活支援センター（地域包括支援センター）をはじめ、自治会や老人クラブや社会福祉協議会の活動などによる重層的な取り組みによる支援のネットワークを推進し、必要に応じて適切なサービスや関係機関に繋ぐことができる体制を強化します。

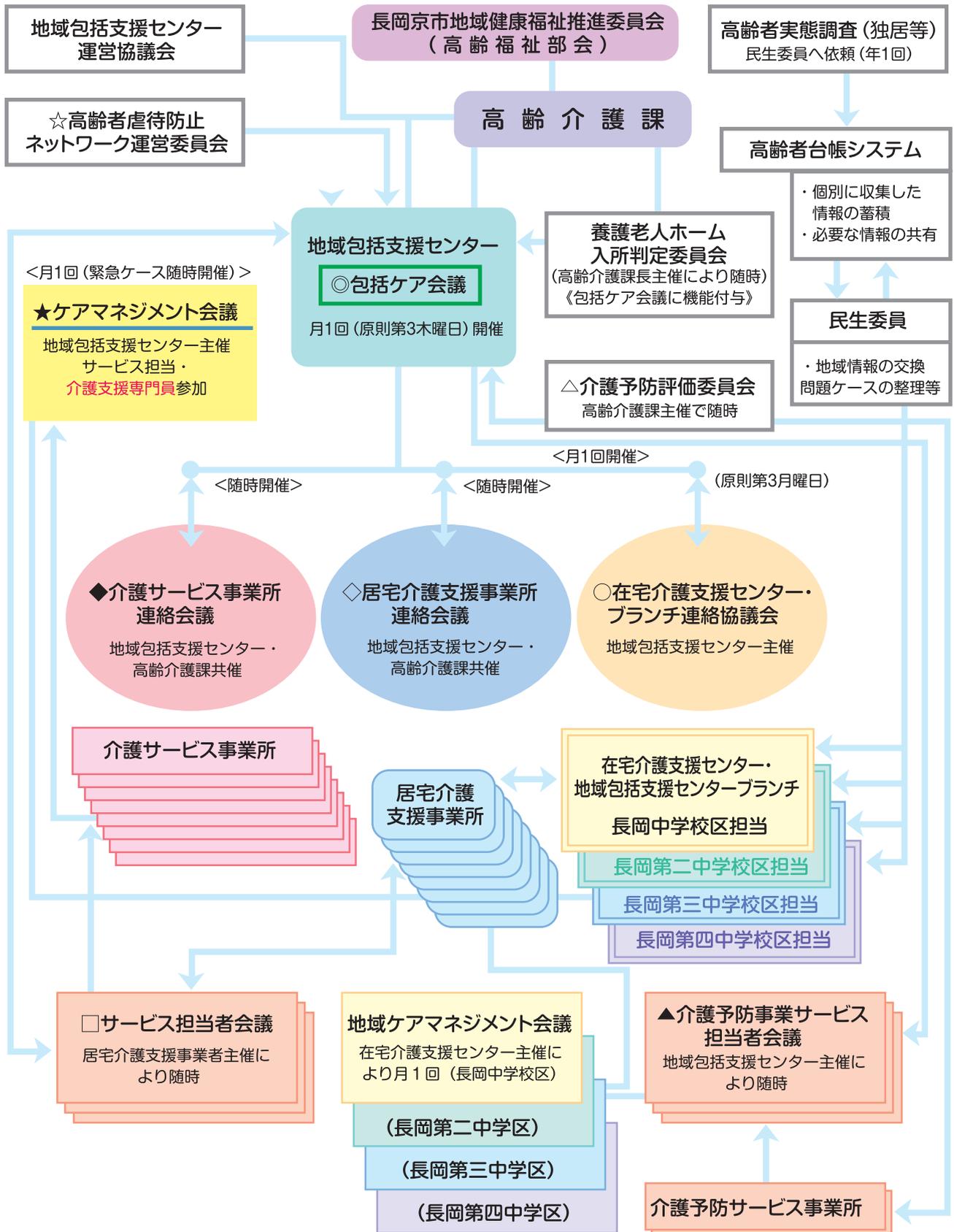
(4) 高齢者の権利擁護

- 互いの人権が尊重され、差別のない、すべての人が共生できる社会の実現をめざすとともに、高齢者が住み慣れた地域で、尊厳あるその人らしい生活を送ることができる施策を推進します。
- 認知症高齢者が住み慣れた地域で尊厳を保ちながら穏やかな生活を送り、家族も安心して社会生活を営むことができるよう支援体制を充実します。

(5) 高齢者への尊厳に配慮した地域包括ケア体制の実現

- 上記の取り組みが重層的に重なり合うことによって、介護が必要な状態になっても、住み慣れた地域で、尊厳をもって在宅で継続した生活を送ることができる「地域包括ケア体制」の早期の実現をめざします。

長岡京市地域包括ケアシステム



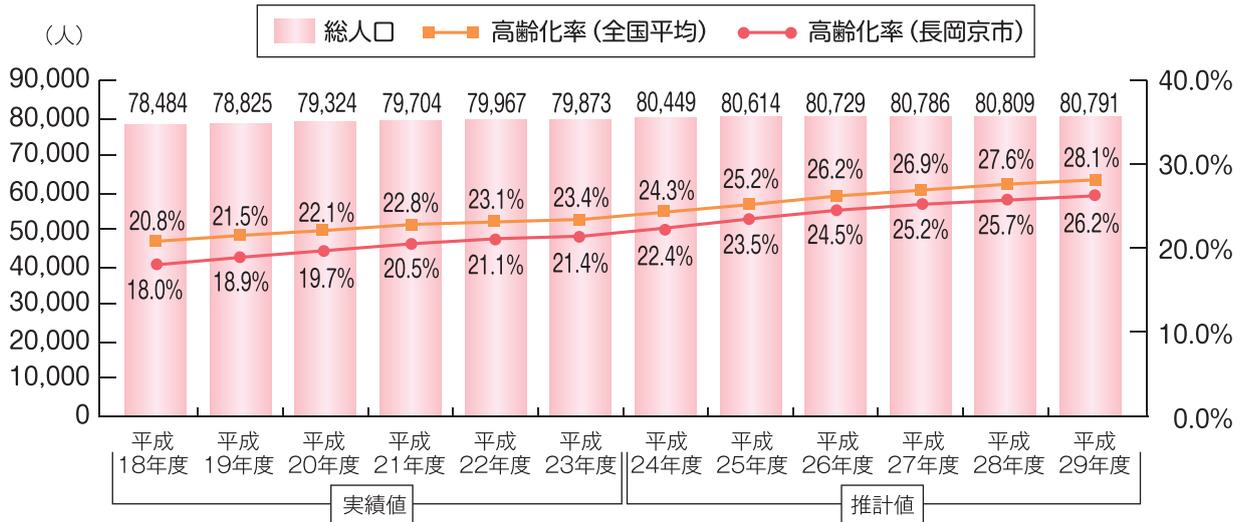
3

高齢者の現状と将来

◆高齢化率の推移

■平成24年度以降の総人口（推計）は、平成28年度をピークに減少に転じる見込みです。

団塊の世代すべてが高齢者になる平成27年度には、高齢化率（総人口に占める65歳以上人口の割合）は25.2%に達し、市民の4人に1人は高齢者となるものと予想しています。



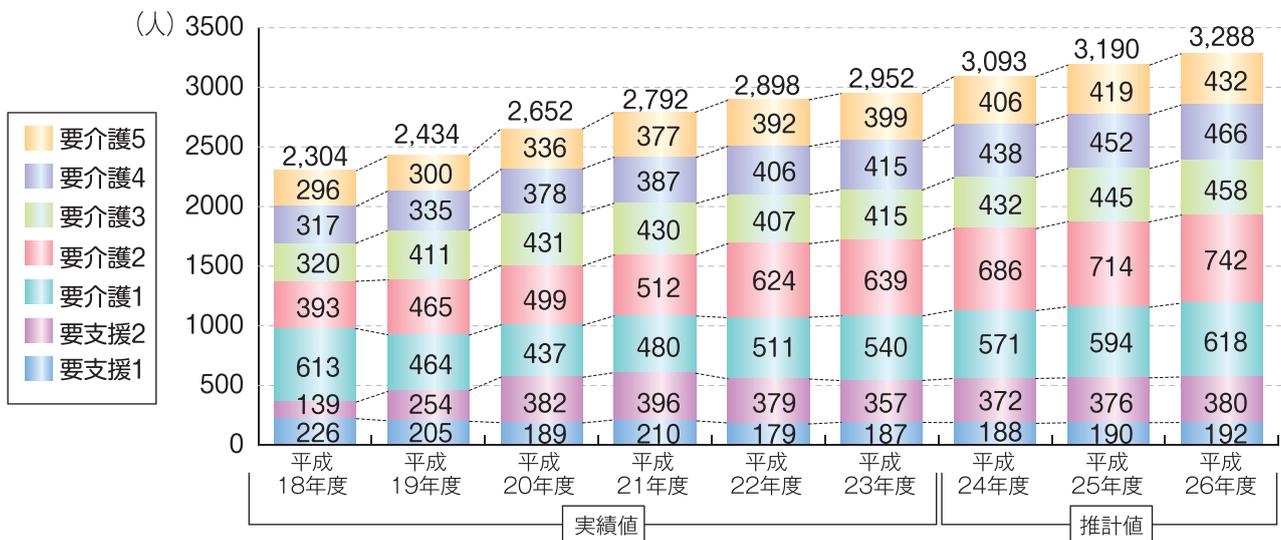
資料:住民基本台帳及び外国人登録人口(各年10月1日現在)
 高齢化率(全国平均)は総務省統計局の推計人口による

◆要介護(要支援)認定者数の状況

■高齢者の増加に伴い、介護が必要な高齢者は年々増加傾向にあります。

■平成23年度の要介護(要支援)認定者数は2,952人(8月時点)で、第1号被保険者数(65歳以上人口)に占める割合は17.3%となっています。

■認定者数は、高齢化の進展とともに増加し、平成26年度には、3,288人となる見込みです。



資料:平成18~23年度:介護保険事業状況報告(年度末現在。平成23年度は8月時点)
 平成24~26年度:国配布のワークシートによる推計

4

計画の基本的な考え方

基本目標主要施策	個別施策	具体的施策
I『地域』《見守り合い支え合える共同体をめざして》		
1.高齢者が安心して暮らせる地域づくり	(1)地域支援機能の強化	①日常生活圏域の設定 ②地域包括支援センターの機能強化 ③地域包括ケアシステムにかかる関係機関との連携の強化 ④地域での支え合い機能の強化
	(2)在宅生活への支援	①生活支援サービスの充実 ②在宅医療の充実
	(3)認知症高齢者に対する支援の強化	①認知症の予防及び早期発見・早期対応への取り組み ②認知症に関する知識の普及啓発の充実 ③医療体制の充実 ④相談体制の充実 ⑤サービス基盤の整備 ⑥地域の関係機関のネットワーク構築及び地域活動の支援 ⑦地域の見守り体制の構築
	(4)虐待防止・権利擁護の推進	①高齢者虐待防止への取り組みの推進 ②権利擁護事業の推進
	(5)安心して暮らせる生活環境の充実	①住まいに関する安心・安全の確保 ②生活環境の整備
II『参加と予防』《高齢者の生活の質(クオリティー・オブ・ライフ)の向上と自立支援のために》		
1.健康づくり・社会参加の推進	(1)市民の主体的な健康づくりへの支援	①市民の健康づくり意識の向上 ②かかりつけ医の普及啓発
	(2)生活習慣病等の疾病予防	①メタボリックシンドロームに関する正しい知識の普及啓発 ②特定健康診査・特定保健指導及び各種がん検診の受診促進
	(3)生きがいづくり・社会参加の推進	①高齢者の生きがい・居場所づくり ②老人クラブ活動への支援 ③高齢者の就労支援 ④スポーツ・レクリエーション活動の充実 ⑤地域敬老事業の充実
2.介護予防の推進	(1)一次予防事業の推進	①介護予防普及啓発事業 ②地域介護予防活動支援事業 ③一次予防事業の評価
	(2)二次予防事業の推進	①二次予防事業対象者把握事業の強化 ②二次予防事業(介護予防事業)の推進 ③二次予防事業の評価
	(3)介護予防拠点の整備	
III『介護』《持続可能な介護の体制づくりのために》		
1.介護保険事業の適正・円滑な運営	(1)介護保険サービスの安定的な提供体制の充実	①地域密着型サービスの充実 ②介護保険施設の整備 ③介護保険在宅サービスの充実
	(2)介護保険の円滑な運営体制の充実	①要介護認定の適切な実施 ②介護保険事業に関する評価の実施 ③介護給付適正化に向けた取り組み ④介護サービス事業者に対する指導・助言等の取り組み ⑤介護サービスの普及啓発の推進 ⑥介護サービスに関する苦情・相談体制の充実 ⑦介護従事者の育成・定着のための支援

5

基本目標別の施策内容

基本目標Ⅰ 『地域』《見守り合い支え合える共同体をめざして》

1 高齢者が安心して暮らせる地域づくり

(1) 地域支援機能の強化

① 日常生活圏域の設定

日常生活圏域(中学校区)	小学校区
長岡中学校区	神足小学校区(全域)、長法寺小学校区(全域)、長岡第六小学校区
長岡第二中学校区	長岡第三小学校区(全域)、長岡第七小学校区(全域)、長岡第十小学校区(全域)
長岡第三中学校区	長岡第四小学校区(調子1丁目、調子2丁目、友岡1丁目、友岡2丁目、友岡3丁目、友岡4丁目、竹の台の全域)・長岡第八小学校区(全域)・長岡第九小学校区(全域)
長岡第四中学校区	長岡第四小学校区(長岡第三中学校区以外の区域)・長岡第五小学校区(全域)

② 地域包括支援センターの機能強化

- 地域包括支援センターを核とした地域の総合的な相談支援体制の構築 [充実]
- 地域のネットワーク化への支援とケアマネジメント力の向上 [推進]
- 職員の資質向上のための支援 [推進]

③ 地域包括ケアシステムにかかる関係機関との連携の強化

- 包括ケア会議の推進 [推進]
- 地域包括支援センター運営協議会の開催 [推進]
- 医療と介護の連携強化 [推進]

④ 地域での支え合い機能の強化

- 地域の見守り体制の強化、孤立防止への取り組みの推進 [推進]
- 災害等における支援体制の強化 [推進]
- ボランティア活動・社会貢献活動への支援 [推進]

(2) 在宅生活への支援

① 生活支援サービスの充実

- 住宅改造(いきいき住まい)助成事業 [推進]
- 高齢者在宅生活支援ホームヘルプサービス [推進]
- 高齢者配食サービス [充実(検討)]
- 緊急通報システム(シルバーほっとライン)運営事業 [充実(検討)]
- 介護用品給付事業 [推進]

② 在宅医療の充実

(3) 認知症高齢者に対する支援の強化

- ① 認知症の予防及び早期発見・早期対応への取り組み
 - 認知症予防講座等の開催 **〔推進〕**
 - 認知症相談の実施 **〔推進〕**
- ② 認知症に関する知識の普及啓発の充実
 - 認知症サポーターの養成 **〔推進〕**
 - キャラバンメイトの養成及びスキルアップ **〔推進〕**
 - 広報誌等による啓発・周知 **〔推進〕**
- ③ 医療体制の充実 **〔推進〕**
- ④ 相談体制の充実 **〔推進〕**
- ⑤ サービス基盤の整備 **〔推進〕**
- ⑥ 地域の関係機関のネットワーク構築及び地域活動の支援 **〔推進〕**
- ⑦ 地域の見守り体制の構築 **〔充実（検討）〕**

(4) 虐待防止・権利擁護の推進

- ① 高齢者虐待防止への取り組みの推進
 - 長岡京市高齢者虐待防止ネットワークの推進 **〔推進〕**
 - 虐待防止及び啓発への取り組み **〔推進〕**
 - 虐待への対応 **〔推進〕**
- ② 権利擁護事業の推進
 - 成年後見制度利用支援事業 **〔推進〕**
 - 成年後見審判(法定後見)の市長申立 **〔推進〕**
 - 日常生活自立支援事業(長岡京市社会福祉協議会) **〔推進〕**
 - 市民後見人の養成 **〔検討〕**

(5) 安心して暮らせる生活環境の充実

- ① 住まいに関する安心・安全の確保
 - 養護老人ホーム等入所措置の実施 **〔推進〕**
- ② 生活環境の整備



基本目標Ⅱ 『参加と予防』《高齢者の生活の質(クオリティー・オブ・ライフ)の向上と自立支援のために》

1 健康づくり・社会参加の推進

(1) 市民の主体的な健康づくりへの支援

- ①市民の健康づくり意識の向上
- ②かかりつけ医の普及啓発

(2) 生活習慣病等の疾病予防

- ①メタボリックシンドローム(内臓脂肪症候群)に関する正しい知識の普及啓発
- ②特定健康診査・特定保健指導及び各種がん検診の受診促進

(3) 生きがいづくり・社会参加の推進

- ①高齢者の生きがい・居場所づくり
 - 生きがい・居場所づくりの推進、支援〔充実(検討)〕
 - 老人福祉センター「竹寿苑」〔検討〕
 - 地域福祉センター「きりしま苑」〔推進〕
 - 老人憩の家〔推進〕
 - 老人園芸広場運営事業〔検討〕
- ②老人クラブ活動への支援
 - 老人クラブ活動助成事業〔推進〕
- ③高齢者の就労支援
 - シルバー人材センター運営助成事業〔推進〕
- ④スポーツ・レクリエーション活動の充実
- ⑤地域敬老事業の充実
 - 敬老事業〔推進〕

2 介護予防の推進

(1) 一次予防事業の推進

- ①介護予防普及啓発事業
- ②地域介護予防活動支援事業
- ③一次予防事業の評価

(2) 二次予防事業の推進

- ① 二次予防事業対象者把握事業の強化
- ② 二次予防事業（介護予防事業）の推進
 - 高齢者介護予防デイサービス事業〔充実（検討）〕
 - 高齢者介護予防トレーニング〔推進〕
- ③ 二次予防事業の評価

(3) 介護予防拠点の整備

基本目標 Ⅲ 『介護』《持続可能な介護の体制づくりのために》

1 介護保険事業の適正・円滑な運営

(1) 介護保険サービスの安定的な提供体制の充実

- ① 地域密着型サービスの充実
- ② 介護保険施設の整備
 - 民間老人福祉施設等整備費助成事業〔推進〕
- ③ 介護保険在宅サービスの充実

(2) 介護保険の円滑な運営体制の充実

- ① 要介護認定の適切な実施
- ② 介護保険事業に関する評価の実施
- ③ 介護給付適正化に向けた取り組み
- ④ 介護サービス事業者に対する指導・助言等の取り組み
- ⑤ 介護サービスの普及啓発の推進
- ⑥ 介護サービスに関する苦情・相談体制の充実
- ⑦ 介護従事者の育成・定着のための支援



6

第1号被保険者の所得段階別保険料

◆第5期計画期間における第1号被保険者の所得段階別保険料段階

第4期 (平成21～23年度)	第5期 (平成24～26年度)		保険料 基準額 (月額)	保険料率	保険料 (年額)
第1段階	第1段階	生活保護受給者 本人・世帯全員が住民税非課税で 老齢福祉年金受給者	5,180円	基準額×0.45	27,980円
第2段階	第2段階	本人・世帯全員が住民税非課税で 本人の合計所得金額+課税年金収 入額が80万円以下		基準額×0.45	27,980円
第3段階	第3段階	本人・世帯全員が住民税非課税で 本人の合計所得金額+課税年金収 入額が120万円以下		基準額×0.60	37,300円
	第4段階	本人・世帯全員が住民税非課税で 本人の合計所得金額+課税年金収 入額が120万円超		基準額×0.70	43,520円
第4段階	第5段階	本人は住民税非課税で世帯の誰か が課税で、合計所得金額+課税年 金収入額が80万円以下		基準額×0.90	55,950円
第5段階	第6段階	本人は住民税非課税で世帯の誰か が課税で、合計所得金額+課税年 金収入額が80万円超		基準額×1.00	62,160円
第6段階	第7段階	本人が住民税課税で合計所得金額 が125万円以下		基準額×1.15	71,490円
第7段階	第8段階	本人が住民税課税で合計所得金額 が125万円を超え190万円未満		基準額×1.25	77,700円
第8段階	第9段階	本人が住民税課税で合計所得金額 が190万円以上300万円未満		基準額×1.40	87,030円
第9段階	第10段階	本人が住民税課税で合計所得金額 が300万円以上400万円未満		基準額×1.60	99,460円
第10段階	第11段階	本人が住民税課税で合計所得金額 が400万円以上600万円未満		基準額×1.80	111,890円
第11段階	第12段階	本人が住民税課税で合計所得金額 が600万円以上800万円未満		基準額×2.15	133,650円
第12段階	第13段階	本人が住民税課税で合計所得金額 が800万円以上1,000万円未満		基準額×2.50	155,400円
第13段階	第14段階	本人が住民税課税で合計所得金額 が1,000万円以上	基準額×2.85	177,160円	

※年額保険料は、基準月額(5,180円)を基に計算し、端数については、10円未満を切上げ